

町営住宅入居者募集

入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名・場所	新池団地(上毛町垂水1764)	1戸
募集戸数	緒方団地(上毛町緒方387-1)	1戸
家賃	所定の算出方式による	
入居予定日	9月1日(月)	

■入居者の決定方法 選考または抽選

■申込受付期間 8月15日(金)まで
8:30～17:15(土、日、祝日を除く)

■入居者資格
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
※高齢者、障がい者世帯、中学生以下の子どもがいる世帯の場合は、収入月額214,000円以下
※収入月額=(世帯全員の年間総所得－扶養家族の諸控除等)÷12ヶ月
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む。)

■**申問** 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線142)

お申し込みいただいた高齢者の方のお宅に 消防職員が訪問します

高齢者防火訪問

時間は15分～30分程度で、平日の9時30分～15時30分に実施します。

■対象

上毛町にお住まいの高齢者世帯(75歳以上)

●火災予防についてのアドバイスを無料で行います。

高齢者の皆様のお宅に、身分証を携帯した消防職員が2名で訪問します。

●コンロ・ストーブ・たばこ・コンセント・仏壇・野焼きなどの火災発生の危険が潜む個所を、消防職員がご本人と一緒にチェックします。

住宅用火災警報器の点検・取付のお手伝いもします。



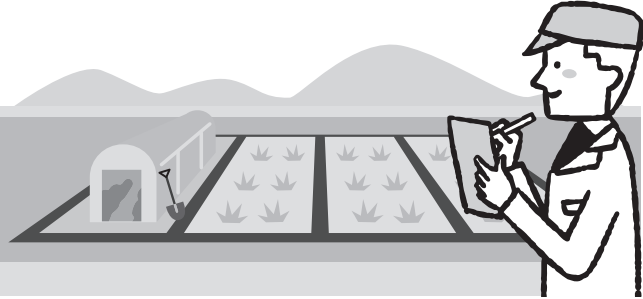
■**申問** 京築広域圏消防本部 予防課 指導係
☎ 64-7081

農地パトロールを実施します

農地が適切に活用されているか、遊休農地が発生していないか、無断転用がされていないかなど、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的として、8月後半から9月にかけて農地パトロールを実施します。

その結果を農業委員会で取りまとめ、必要に応じて農地の利用意向調査や非農地判断等を行います。

皆さんの農地へ立ち入ることや、お話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。



■**申問** 産業振興課 農地係 ☎ 72-3151(内線184)

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

老齢基礎年金を新規に請求する方や既に基礎年金を受給されている方で、年金生活者支援給付金の受給権が発生すると見込まれる方には

日本年金機構から事前に通知が届く予定です

受給するには年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です
忘れずに手続きしてください。

支給要件

■老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

- ・65歳以上の老齢基礎年金受給者
- ・世帯全員の市町村民税が非課税
- ・前年の公的年金等収入額とその他の所得額の合計が889,300円以下であること。

■障害年金生活者支援給付金

- ・障害基礎年金受給者
- ・前年所得額が4,721,000円以下(扶養親族等の数に応じて増額)

■遺族年金生活者支援給付金

- ・遺族基礎年金受給者
- ・前年所得額が4,721,000円以下(扶養親族等の数に応じて増額)

■**申問** 小倉南年金事務所 ☎ 093-471-8873

上毛町戦没者追悼式

先の大戦における本町出身の戦没者を追悼し、ご遺族の心情を慰めるとともに世界の恒久平和を祈念するため、令和7年度上毛町戦没者追悼式を実施します。

■日時 8月15日(金)10:00～

■場所 げんきの杜 多目的ホール

■**申問** 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線141)

豊前清掃社 お盆休みの業務受付・休日

■平常業務 8月12日(火)

■午前中のみ営業 8月13日(水)
(7:30～12:00)

■お盆休み 8月14日(木)・15日(金)

■平常営業 8月16日(土)

盆前の電話またはFAXによる申込み受付

●盆前の受付は8日(金)まで

連休前は大変混雑しますので、できるだけ早めの申込みをお願いします。

休み中は留守番電話にて対応します。緊急時はご連絡ください。

■**申問** (株)豊前清掃社
☎ 83-2634 FAX 82-3749

「こどもの人権相談」強化週間 「ひとり」じゃないよ 一緒に考えよう

8月27日(水)から9月2日(火)までの1週間、「こどもの人権相談」強化週間として、「いじめ」や体罰、不登校やこどもの虐待など、こどもに関する人権問題の相談を電話及びLINEにより受け付けます。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、ぜひお気軽にお電話ください。

■日時 8月27日(水)～29日(金)、9月1日(月)、2日(火) 8:30～19:00
8月30日(土)、31日(日) 10:00～17:00

■電話番号 「こどもの人権110番」
0120-007-110 (フリーダイヤル)

※IP電話からは接続できませんので、092-739-4175へお電話ください。

■LINE相談 アカウント名:「法務局LINE人権相談」
検索ID:linejinkensoudan

■**申問** 福岡法務局 行橋支局 ☎ 0930-22-0476

8月25日から31日までは 飲酒運転撲滅週間です

飲酒運転は重大な犯罪であり、「罰金や懲役」、「運転免許の取消」、「会社の解雇」など、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。

また、飲酒運転事故は、被害者、加害者、そして両方の家族の生活を大きく変えてしまいます。自分自身はもちろん、周りの方が飲酒運転をしないよう、お互いに呼びかけ合いましょう。また、飲酒運転を見つけたときは、必ず110番通報をしてください。「飲酒運転は、絶対しない!させない!許さない!そして、見逃さない!」みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。

飲酒運転「ゼロ」を誓う 黙とうを実施します

平成18年8月25日に福岡市海の中道大橋で3人の幼い命が奪われた飲酒運転事故から本年で18年になります。県では、飲酒運転撲滅の日である8月25日の正午に飲酒運転「ゼロ」を誓う黙とうを呼びかけています。県民の皆様におかれましても、それぞれの場所で飲酒運転「ゼロ」を誓う、黙とうにご協力をお願いします。飲酒運転「ゼロ」の福岡県を目指しましょう。

■日時 8月25日(月)12:00から1分間

■会場 それぞれの場所において黙とうをお願いします。

■**申問** 交通事故をなくす福岡県県民運動本部
☎ 092-643-3167



こどもの人権
110番では

強化週間以外でもこどもの人権に関するご相談を、8時30分から17時15分まで(時間外及び土日祝日は留守番電話対応)受け付けています。

全国共通

0120-007-110
(フリーダイヤル)

